

「千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る
事業者選定アドバイザー業務委託」
公募型プロポーザル募集要領

1 目的

この要領は、千葉市（以下「本市」という。）が実施する、千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託業者をプロポーザル方式により選定するにあたり、その応募手続き等について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 委託名

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

(2) 委託内容

別紙「千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託 仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日翌日から令和8年3月20日まで

(4) 委託限度額

44,664,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（年割額：令和6年度 27,665,000円、令和7年度 16,999,400円）

(5) 業務担当課

千葉市環境局資源循環部廃棄物施設整備課整備第三班

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号

TEL 043 (245) 5265

FAX 043 (245) 5477

E-mail shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

3 参加資格要件

(1) 共通事項

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、

- 同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていないもの
- エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていないもの
- オ 千葉県物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）又は千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
- カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
- キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉県税（延滞金を含む）を完納していないもの

(2) 個別事項

- ア 令和6・7年度の千葉市委託入札参加資格者名簿に登載されており、業種（大分類）名称が「調査・計画」で登録されている者。（地区区分については条件を設定しないので、「市内」「準市内」「市外」のいずれでも可とする。）
- イ 国内の一般廃棄物処理施設に係るDBO方式又はPFI方式による事業者選定に係る事業者選定アドバイザリー業務を元請として完了し、次の各号をすべて満たす実績を1件以上有するものであること。
- (ア) 過去5年間（令和元年度から令和5年度）に完了した実績
- (イ) 一般廃棄物処理施設整備事業に係る要求水準書を作成した実績
- (ウ) 事業者の選定に係る支援業務を行った実績
- ((イ)及び(ウ)は別契約であっても一連の事業であれば可とする。)

4 再委託及び協力会社

- (1) 本業務の全部または主要な部分を再委託してはならない。
- (2) 外部に協力会社（主要な業務以外を受託する者）を置くことができるものとするが、参加者が他の参加者の協力会社となることはできない。
- (3) 協力会社は、3(1)の条件を満たすこと。

5 実施スケジュール

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 募集要領の公表 | 令和6年4月 8日 (月) |
| (2) 参加申請書受付期間 | 令和6年4月10日 (水) から
令和6年4月18日 (木) |
| (3) 参加申請に係る質問書の受付 | 令和6年4月10日 (水) から
令和6年4月12日 (金) |
| (4) 質問書の回答 | 令和6年4月16日 (火) (予定) |
| (5) 参加資格審査結果通知 | 令和6年4月22日 (月) (予定) |
| (6) 技術提案書受付期間 | 令和6年4月23日 (火) から
令和6年5月 8日 (水) (予定) |
| (7) 技術提案書等に係る質問書の受付 | 令和6年4月23日 (火) から
令和6年4月26日 (金) (予定) |
| (8) 質問書の回答 | 令和6年5月 1日 (水) (予定) |
| (9) 技術提案書のヒアリング | 令和6年5月15日 (水) (予定) |
| (10) 選定結果の公表 | 令和6年5月20日 (月) (予定) |

6 参加申請

参加を希望する者は、次の必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①	参加申請書	様式第1号
②	会社概要書	様式第2号
③	同種業務実績	様式第3号
④	③に掲げる業務実績を証明する書類(契約書及び仕様書の写し、その他履行実績を証する資料の写し等)	

(2) 提出期間

令和6年4月10日 (水) から令和6年4月18日 (木) まで (土日、祝日除く)
の午前9時から午後5時まで (ただし、正午から午後1時までは除く)

(3) 提出部数

各1部

(4) 提出先

廃棄物施設整備課 整備第三班

(5) 提出方法

持参又は郵送 (書留郵便) とする。(郵送の場合は、令和6年4月17日必着)

7 参加申請に係る質問の受付及び回答

本募集要領及び仕様書の内容に関する疑義については、以下のとおりとする。

(1) 提出書類

質問書（様式第12号）

(2) 受付期間

令和6年4月10日（水）から令和6年4月12日（金）午後4時まで

(3) 提出方法

電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。また、電子メールの件名は、「千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。

提出先メールアドレス：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp

(4) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和6年4月16日（火）（予定）に千葉市ホームページに掲載する。

8 参加資格審査結果通知

参加資格審査結果は令和6年4月22日（月）（予定）に参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知する。

9 技術提案書の提出

参加資格確認通知を受けた者は、技術提案書を提出すること。

なお提出書類のうち、②～⑧には社名等の参加者が特定できる文言やロゴ等を入れないこと。社名等を記載する場合は、参加資格審査結果通知時に参加者に割り当てる色を用いた社名（例：赤社）を使用すること。

(1) 提出書類

①	技術提案書表紙	様式第4号
②	業務実施体制	様式第5号
③	配置予定主任技術者の経歴、業務実績（廃棄物分野）	様式第6号
④	配置予定担当技術者の経歴、業務実績（廃棄物分野1名）	様式第7号
⑤	③及び④に掲げる保有資格、業務実績を証明する書類（資格者証の写し、テクリスの写し、その他業務実績を証する資料の写し等）	
⑥	協力会社概要（協力会社を活用する場合）	様式第8号
⑦	特定テーマ1【業務実施手法・工程】	様式第9号
⑧	特定テーマ1【工程】	様式第10号
⑨	特定テーマ2【予定価格設定に関する課題・対応策等】	様式第11号
⑩	参考見積書	任意様式

- (2) 提出期間
令和6年4月23日（火）から令和6年5月8日（水）まで（土日、祝日除く）
受付時間は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く）
- (4) 提出部数
正本1部、副本5部
- (5) 提出先
廃棄物施設整備課 整備第三班
- (6) 提出方法
持参又は郵送（書留郵便）とする。（郵送の場合は、令和6年5月7日（火）必着）
- (7) 参考見積書
参考見積書（内訳書含む）を提出すること。

10 技術提案書等に係る質問の受付及び回答

技術提案書等の作成・提出に関する疑義については、以下のとおりとする。

- (1) 提出書類
質問書（様式第12号）
- (2) 受付期間
令和6年4月23日（火）から令和6年4月26日（金）午後4時まで
- (3) 提出方法
電子メールにて下記アドレスに送信のうえ、着信確認の電話連絡を行うこと。また、電子メールの件名は、「千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託に関する質問（業者名を記載）」とすること。
提出先メールアドレス：shisetsuseibi.ENR@city.chiba.lg.jp
- (4) 質問に対する回答
質問に対する回答は、令和6年5月1日（水）（予定）に千葉市ホームページに掲載する。

11 技術提案のヒアリング

技術提案書の受付後、下記のとおりヒアリングを実施する。ただし、提案者数等により実施日時を調整する場合がある。

- (1) 実施日時
令和6年5月15日（水）（予定のため、日時は後日連絡）
- (2) 出席者
配置予定主任技術者、配置予定担当技術者、その他で計3名以内とする。
- (3) 実施方法及び留意事項
ア 時間は技術提案内容のプレゼンテーション20分、質疑応答10分の計30分と

- する。
- イ 技術提案書等の説明は、特段の事情がない限り配置予定主任技術者が行うこと。
 - ウ Microsoft Power Point2019 での閲覧が可能なデータ形式であること。
 - エ プロジェクター及びスクリーンは本市で用意するが、その他必要な機器は各者で用意すること。
 - オ プレゼンテーションにおいては参加者が特定できないよう、社名等を公表しないように留意すること。
 - カ 審査委員へ配布するスライド資料を5部用意すること。
 - キ 技術提案書を提出した者が1者であっても、審査を行う。

12 技術提案の審査

(1) 審査方法

- ア 審査は、本市の庁内選定委員会による評価を行ったうえで、最高得点の提案者を優先交渉者とし、その次に得点が高い提案者を次点者とする。
- イ 最高得点者が複数いる場合は、「特定テーマ1」・「特定テーマ2」の合計点数が高い提案者を優先交渉者とする。
- ウ 上記イにおいてなお同点の場合は、くじにより優先交渉者を決定する。
- エ 次点者となる参加者が複数あった場合は、上記イ及びウを準用して決定する。
- オ 提案者が1者の場合は、企画提案書類を評価し、最低評価基準点を超える場合はその者を優先交渉者とする。

(2) 技術提案の評価基準（評価項目及び配点）は別紙のとおりとする。

13 審査結果通知

(1) 通知方法

審査結果は、参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに通知するほか、千葉市ホームページに掲載する。

(2) 留意事項

審査及び選定結果に係る異議申し立ては受理しない。

14 その他留意事項

(1) 契約の手続き

- ア 優先交渉者と提出された見積書の金額を上限額として見積合わせを行い、契約の締結を行う。
- イ 委託内容については、特記仕様書および技術提案書に基づき、本市と協議のうえ、決定する。
- ウ 優先交渉者と契約の合意にいたらなかった場合、次点者と交渉を行う。

- エ 契約相手方は、当該契約締結のとき、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納めなければならない。ただし、千葉市契約規則（昭和40年千葉市規則第3号）第29条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (2) 下記のいずれかに該当する場合は、失格とする。
 - ア 提出書類の虚偽の記載がある場合。
 - イ 提出期限を過ぎて提出した場合。
 - ウ ヒアリングに欠席した場合。
 - エ 委託の上限額を超えた見積書を提出した場合。
 - オ 選定結果に影響を及ぼす不正行為があった場合。
 - (3) 提出書類の取扱い
 - ア 提出書類の作成及び提出等に係る費用は参加者の負担とする。
 - イ 提出された書類は、返却しない。
 - ウ 提出期間を過ぎた提出書類の差し替え、追加及び削除は認めない。
 - エ 提出書類は、本市の了解なく公表、使用することはできない。
 - (4) 参加申請書を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（任意様式）を提出すること。
 - (5) 業務遂行に際し、技術提案書に記載された配置予定者の内容変更は認めない。ただし、変更理由及び変更予定者について本市が認めた場合は、この限りでない。

15 資料の貸出

以下に掲げる図書については、申し出に応じて令和6年4月23日（火）から5月8日（水）まで貸出する。

- (1) 千葉市新港清掃工場劣化度調査及び改修基本方針策定業務 劣化度調査・改修基本計画報告書（令和4年2月）
- (2) 千葉市新港清掃工場基本計画 報告書（令和5年3月）
- (3) 千葉市新港清掃工場 PFI 等導入可能性調査業務委託 報告書（令和6年3月）